

令 和 8 年 度

入 学 手 続 の 手 引

大学院

目 次

入学手続必要書類について・入学料の納入	1
1 大学院修士課程合格者・5年一貫制博士課程合格者 の入学手続（令和8年3月本学学部卒業者）	2
2 大学院修士課程合格者・5年一貫制博士課程合格者 の入学手続（令和8年3月本学学部卒業者 以外）	3
3 大学院博士後期課程合格者の入学手続 （令和8年3月本修士課程修了者）	4
4 大学院博士後期課程合格者の入学手続 （令和8年3月本修士課程修了者 以外）	5
<hr/>	
I 入学料免除・徴収猶予、前期授業料免除及び授業料後払い制度	6
<hr/>	
II 日本学生支援機構貸与奨学金	6
<hr/>	
III 学生教育研究災害傷害保険等	7
<hr/>	
IV 授業料等	7
<hr/>	
V 個人情報の取扱い	7-8
<hr/>	
VI 入学辞退	8
<hr/>	
VII 入学前後の日程	9
<hr/>	
VIII 国立大学法人長岡技術科学大学学則（抜粋）	10-11
<hr/>	
IX 国立大学法人長岡技術科学大学学生規則（抜粋）	12-13
<hr/>	
令和8年度 長岡技術科学大学 入学式について	14
<hr/>	
学費等の口座振替手続きのお願い	15

入学手続書類の記入には黒（青）のボールペンを使用してください。鉛筆や摩擦熱で簡単に文字が消せるペン（フリクションペン等）を使用しないこと。

入学手続必要書類について

	必要書類	注意事項
入学手続	1 誓約書（様式1）	入学手続サイトから出力し、必要事項を記入、 本人が署名して郵送してください。
	2 保証書（様式2）	入学手続サイトから出力し、必要事項を記入、 本人及び保証人が署名して郵送してください。 保証人は、居住地の遠近にかかわらず、本人の親又はこれに代わり保証の責に任ずる者です。 外国人留学生は提出不要です。
	3 卒業（修了）証明書	外国の学校の場合は、英語の証明書を提出すること。 また、以下に該当する者は提出不要。 ・本学出身者 ・既卒者で入試出願時に提出済みの者
	4 成績証明書	卒業・修了日以後の日付で発行・厳封されたもの。※原則調査書不可 外国の学校の場合は、英語の証明書を提出すること。 また、以下に該当する者は提出不要。 ・本学出身者 ・既卒者で入試出願時に提出済みの者
	5 次のいずれか1点 ・学位授与証明書（コピー不可） ・学士の学位授与の申請に係る審査の判定結果について（通知）（コピー可）	大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与される見込みで出願した者（令和8年3月高等専門学校専攻科修了者など）のみ提出。
	6 國際平和・安全の維持のための技術管理制度に関する誓約書	外国人留学生のみ提出（本学を卒業・修了した者を除く） 以下の本学ウェブサイトへアクセスのうえ、印刷し必要事項を記入後、ご提出ください。 https://www.nagaokaut.ac.jp/admissions/procedure/index.html

入学料の納入

入学料 282,000円

※ ①博士後期課程に学内進学する令和8年3月本学修士課程修了者、②5年一貫制博士課程入学者、③VOS特待生、④国費外国人留学生、⑤修士課程に学内進学する令和8年3月本学技術革新フロンティアコース修了者：納付不要

入学料を学生教育研究災害傷害保険等の保険料と合わせてお支払いください。入学手続サイトより支払い方法を選択していただきます。入学料免除及び徴収猶予申請をされる方は保険料のみお支払いいただきます。入学料免除及び徴収猶予申請をされる方は、入学手続サイト内で必ず「申請」項目で[□申請 Apply/特待生]に (チェック) をしてください。

なお、既納の入学料は、いかなる事情があっても返還しません。また、入学料を納入すると入学料免除及び徴収猶予申請をすることができませんので、ご注意ください。

令和8年3月本学学部卒業者

1 大学院修士課程・5年一貫制博士課程合格者の入学手続

【修士課程】

入学料等 284,430円
(入学料 282,000円、学生教育研究災害傷害保険料等 2,430円)

【修士課程（令和8年3月本学技術革新フロンティアコース修了者）】

入学料不要・学生教育研究災害傷害保険料等 2,430円

【5年一貫制博士課程】

入学料不要・学生教育研究災害傷害保険料等 5,750円

入学手続

手続期間	(入学手続サイト入力期間) 令和8年2月24日（火）～令和8年3月5日（木）17時00分 (紙媒体による提出書類提出日) 令和8年3月6日（金） 13時30分～15時00分 宛名ラベル（入学手続サイトからダウンロードすること）をカラー印刷し <u>角2封筒</u> に入れて指定された本学講義室に持参
手続方法	「入学手続サイト入力期間」期間内に、入学手続サイトに必要事項を入力してください。入学料等の支払手続完了後、紙媒体での提出が必要な誓約書（様式1）、保証書（様式2）をダウンロードできます。 入学手続サイトへの入力が完了したら、入学料等（5年一貫制博士課程は学生教育研究災害傷害保険料等のみ）の支払いを完了させてください。 誓約書（様式1）、保証書（様式2）、を印刷し、必要事項を記入のうえ、下記「紙媒体による提出書類」を「紙媒体による提出書類提出日」に提出してください。 宛名ラベル（入学手続サイトからダウンロードすること）をカラー印刷し <u>角2封筒</u> に貼り付けのうえ、封筒も一緒に提出してください。
紙媒体による提出書類	1 誓約書（様式1） 全員提出 2 保証書（様式2） 外国人留学生を除き全員提出

入学者受付

手続期間	令和8年4月4日（土）13時15分～14時15分
手続方法	履修案内等修学関係書類を渡しますので、学部の学生証を持参してください。

注意事項

- (1) 上記期間内に入学手続を行わない場合は入学を辞退したものとして取り扱いますが、入学辞退届（「VI 入学辞退」参照）を必ず提出してください。

令和8年3月本学学部卒業者 以外

2 大学院修士課程・5年一貫制博士課程合格者の入学手続

【修士課程】

入学料等 284,430円
(入学料 282,000円、学生教育研究災害傷害保険料等 2,430円)

【5年一貫制博士課程】

入学料不要・学生教育研究災害傷害保険料等 5,750円

入学手続

手続期間	令和8年2月20日(金)～2月27日(金) 17時00分(郵送書類は期間内必着)
手続方法	上記の期間内に、入学手続サイトに必要事項を入力してください。 入学料等の支払手続完了後、郵送により提出が必要な誓約書(様式1)、保証書(様式2)をダウンロードできます。 入学手続サイトへの入力、入学料等(5年一貫制博士課程は学生教育研究災害傷害保険料等のみ)の支払いが完了したら、誓約書(様式1)、保証書(様式2)を印刷し、必要事項を記入のうえ、下記「郵送による提出書類」を上記の期間内に郵送もしくは窓口へ持参してください。郵送、持参いずれの場合も宛名ラベル(入学手続サイトからダウンロードすること)をカラー印刷し角2封筒に貼り付けのうえ、提出してください。
郵送による提出書類	1 誓約書(様式1) 全員提出 2 保証書(様式2) 外国人留学生を除き全員提出

入学者受付

手続期間	令和8年4月4日(土) 13時15分～14時15分
手続方法	提出書類3、4、5、6を指定された本学講義室に持参
提出書類	3 卒業(修了)証明書 ※該当者のみ提出 4 成績証明書 (卒業・修了日以後に発行されたもの) ※該当者のみ提出 5 学位授与証明書 ※該当者のみ提出 6 國際平和・安全の維持のための技術管理制度に関する誓約書 (外国人留学生のみ)

注意事項

- 上記期間内に入学手続を行わない場合は入学を辞退したものとして取り扱いますが、入学辞退届(「VI 入学辞退」参照)を必ず提出してください。
- 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与される見込みで出願した者が学位を授与されなかった場合は、入学を許可しません。
- 入学手続書類を窓口に持参する場合は、上記の宛名ラベル(入学手続サイトからダウンロードすること)をカラー印刷し角2封筒に入れて学務課教務係窓口(事務局2号棟1階学務課④番窓口)に提出してください。受付時間は土日祝日を除く9時00分～17時00分です。

令和8年3月本学修士課程修了者

3 大学院博士後期課程合格者の入学手続

入学科不要・学生教育研究災害傷害保険料等 3, 620円

入学手続

手続期間	(入学手続サイト入力期間) 令和8年2月24日(火)～令和8年3月5日(木) 17時00分 (紙媒体による提出書類提出日) 令和8年3月9日(月) 10時00分～11時30分 宛名ラベル(入学手続サイトからダウンロードすること)をカラー印刷し <u>角2封筒</u> に入れて学務課教務係に持参
手続方法	「入学手続サイト入力期間」期間内に、入学手続サイトに必要事項を入力してください。紙媒体での提出が必要な誓約書(様式1)、保証書(様式2)をダウンロードできます。 入学手続サイトへの入力が完了したら、学生教育研究災害傷害保険料等の支払いを完了させてください。 誓約書(様式1)、保証書(様式2)、を印刷し、必要事項を記入のうえ、下記「紙媒体による提出書類」を「紙媒体による提出書類提出日」に提出してください。 宛名ラベル(入学手続サイトからダウンロードすること)をカラー印刷し <u>角2封筒</u> に貼り付けのうえ、封筒も一緒に提出してください。
紙媒体による提出書類	1 誓約書(様式1) 全員提出 2 保証書(様式2) 外国人留学生を除き全員提出

入学者受付

手続期間	令和8年4月4日(土) 13時15分～14時15分
手続方法	履修案内等修学関係書類を渡しますので、修士の学生証を持参してください。

注意事項

- (1) 上記期間内に入学手続を行わない場合は入学を辞退したものとして取り扱いますが、入学辞退届(「VI 入学辞退」参照)を必ず提出してください。

令和8年3月本学修士課程修了者 以外

4 大学院博士後期課程合格者の入学手続

入学料等 285,620円
(入学料 282,000円、学生教育研究災害傷害保険料等 3,620円)

入学手続

手続期間	令和8年2月20日（金）～2月27日（金）17時00分（郵送書類は期間内必着）
手続方法	上記の期間内に、入学手続サイトに必要事項を入力してください。 郵送により提出が必要な誓約書（様式1）、保証書（様式2）をダウンロードできます。 入学手続サイトへの入力、入学料等の支払いが完了したら、誓約書（様式1）、保証書（様式2）、を印刷し、必要事項を記入のうえ、下記「郵送による提出書類」を上記の期間内に郵送もしくは窓口へ持参してください。郵送、持参いずれの場合も宛名ラベル（入学手続サイトからダウンロードすること）をカラー印刷し <u>角2封筒</u> に貼り付けのうえ、提出してください。
郵送による提出書類	1 誓約書（様式1） 全員提出 2 保証書（様式2） 外国人留学生を除き全員提出

入学者受付

手続期間	令和8年4月4日（土）13時15分～14時15分
手続方法	提出書類3、4、6を指定された本学講義室に持参
提出書類	3 卒業（修了）証明書 ※該当者のみ提出 4 成績証明書 (卒業・修了日以後に発行されたもの) ※該当者のみ提出 6 国際平和・安全の維持のための技術管理制度に関する誓約書 (外国人留学生のみ)

注意事項

- 上記期間内に入学手続を行わない場合は入学を辞退したものとして取り扱いますが、入学辞退届（「VI 入学辞退」参照）を必ず提出してください。
- 入学手続書類を窓口に持参する場合は、上記の宛名ラベル（入学手続サイトからダウンロードすること）をカラー印刷し角2封筒に入れて学務課教務係窓口（事務局2号棟1階学務課④番窓口）に提出してください。受付時間は土日祝日を除く9時00分～17時00分です。

I 入学料免除・徴収猶予、前期授業料免除及び授業料後払い制度

(1) 入学料免除・徴収猶予申請について

入学料免除・徴収猶予を希望する者は、以下の申請手続きを行ってください。

申請手続き

① 事前電子申請

入学料免除・徴収猶予申請希望者は、入学手続サイト内で必ず「申請」項目で[□申請 Apply/特待生]に（チェック）をしてください。

※免除及び徴収猶予の結果が通知されるまでの間、入学料の徴収は猶予される為、**入学手続期間中に入学料を納入しないでください。**結果は、5月中に申請者本人へ通知予定です。

② 入学料免除及び徴収猶予申請

入学料免除・徴収猶予の申請希望者は、以下の本学ウェブサイトへアクセスの上、免除申請に係る手続き方法等をご確認いただき、申請書類を提出してください。**申請期限は、試験区分毎に定められた入学手続サイト入力期間の最終日と同日**です。

[入学料免除・徴収猶予]

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/admission-fee-waiver-b/index.html>



（本学ウェブサイト>HOME>教育・学生支援>経済的支援>入学料の免除・徴収猶予制度（私費外国人留学生・大学院生の方）

※詳細は上記ウェブサイトに掲載の「令和8年度(4月)入学料免除・徴収猶予申請の手引」をご確認ください。

(2) 授業料免除申請及び授業料後払い制度について

前期授業料免除を希望する者は、以下の本学ウェブサイトへアクセスの上、免除申請に係る手続き方法等を確認し、申請書類を提出してください。**前期授業料免除の申請期間は3月2日(月)から3月31日(火)**です。

授業料後払い制度は大学院修士課程に進学する者を対象として、卒業後の所得に応じて授業料を後払いする制度です。授業料後払い制度に申請予定の者でも、授業料免除申請可能です。免除結果に応じた金額が後払いの金額となります。授業料後払い制度の申請は、新規奨学金申請時に申請可能です。「II 日本学生支援機構貸与奨学金」を参照してください。

[授業料免除]

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/fee-waiver-b/index.html>



（本学ウェブサイト>HOME>教育・学生支援>経済支援>授業料免除制度（私費外国人留学生・大学院生の方）

※詳細は上記ウェブサイトに掲載の「令和8年度(前期分)授業料免除申請の手引」をご確認ください。

[授業料後払い制度]

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/post-fee-payment/index.html>



（本学ウェブサイト>HOME>教育・学生支援>経済支援>授業料後払い制度）

II 日本学生支援機構貸与奨学金

日本学生支援機構奨学金の貸与を新規で希望する者（授業料後払い制度含む）や、日本学生支援機構奨学生採用候補者（予約採用者）は、3月下旬以降、以下の本学ウェブサイトに案内を掲載しますので、こまめにご確認ください。※予約採用者は申請書類の提出日により奨学金の支給開始月が決まります。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/loan-scholarship/index.html>



（本学ウェブサイト>HOME>教育・学生支援>経済的支援>日本学生支援機構>貸与奨学金）

III 学生教育研究災害傷害保険等

正課中、学校行事中及び課外活動中における急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害に対し、その救済措置として「学生教育研究災害傷害保険」があり、全員加入することとしています。

また、正課中、学校行事等及びその往復中に他人の物を壊すなど法律上の賠償を負った場合に対する補償措置として、「学生教育研究賠償責任保険」にも全員加入することとしています。

保険料は以下のとおりです。入学科と合わせて振り込み願います。なお、入学科免除及び猶予申請者に
しても保険料は入学手続き時に納入いただきます。入学手続き後に入学辞退となった場合は、申出により振込手数料を差し引いた保険料を返還します。

入学課程	学生教育研究災害傷害保険	学生教育研究賠償責任保険	合計
修士課程	1, 750円	680円	2, 430円
5年一貫制博士課程	4, 050円	1, 700円	5, 750円
博士後期課程	2, 600円	1, 020円	3, 620円

IV 授業料等

令和8年度授業料（予定） 年額：535, 800円（半期分：267, 900円）

授業料等は、預金口座振替により徴収します。新入生は、4月1日から本学の学生となり、授業料等を含む諸経費が発生します。授業料は、入学後に納入告知を行い、所定の期日に預金口座振替をします。口座振替の手続きに関しては、入学後に各自で登録していただきますので、大学からの案内をよく確認いただくようお願いします。授業料の引き落としは、半期ごとです。なお、5年一貫制博士課程の学生は、標準修業年限期間中（入学してからの5年間）、授業料不要です。5年を超える場合は、授業料を納めることとなります。

なお、在学中に授業料額の改定が行われた場合は、改定時から新しい授業料額が適用されます。

また、授業開始とともにテキスト代、参考書代、実験・実習着等の経費が別途必要です。これらは学内の売店で販売していますので、授業担当教員等の指示により、授業に支障のないよう各自で購入してください。

V 個人情報の取扱い

本学の入学に際し、提出された入学に必要な書類に含まれる個人情報及び在学中に本学が取得する学籍や成績等の個人情報は、以下の業務に利用するほか、個人が特定されないよう加工のうえ大学の教育研究改善のための基礎資料とする等、「個人情報の保護等に関する法律」等に基づいて取り扱います。

- (1) 教務関係（学籍、修学指導等）、学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）、授業料徴収に関する業務を行うために利用します。
- (2) 校友会に関する業務では、在学中及び在学後において、構成員相互の連携強化及びネットワーク構築を

目的とする調査、依頼及び広報活動等のために利用します。

- (3) 本学の同窓会及び教育振興会に、本学の業務の遂行及び当該団体の業務の遂行に必要な限度で個人情報を提供します。なお、同窓会等への個人情報の提供について質問等のある場合は、学務課教務係（連絡先は裏表紙を参照）に申し出てください。
- (4) これら本学の業務において、利用目的の範囲内で個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合があります。業務委託に当たっては、法令等の趣旨に則った安全確保の措置を講じます。

VI 入学辞退

入学を辞退するときは、次の記入事項を明記した入学辞退届（様式任意）を学務課教務係に提出してください。郵便はがきに直接記入しても構いません。なお、推薦入試合格者及び学内進学者については、事前に連絡願います。

記入事項 ①受験番号、②合格専攻・分野、③本人氏名（自署、捺印のこと。）、④生年月日、⑤住所、⑥連絡先電話番号、⑦辞退理由

VII 入学前後の日程

日程の詳細及び場所については、最新の情報を講義棟の掲示板に掲示しますので、当日必ず確認してください。

期日	時間	修士課程 5年一貫制博士課程	博士後期課程
4月4日(土)	8：00～9：45	学生宿舎等入居手続・ガイダンス [講義棟]	
	10：15～12：15	【外国人留学生】留学生ガイダンス [講義棟]	
	13：15～14：15	入学者受付（書類提出）、修学関係資料・学生証交付 [講義棟]	
	15：00～16：00	留学生に対する日本語プレースメントテスト [講義棟]	
4月5日(日)	10：00～10：30	入学式 [長岡市立劇場]	
	10：45～11：20	全体ガイダンス [長岡市立劇場]	
	13：30～14：30		全体ガイダンス [大学講義室]
	15：30～16：30	専攻・分野別ガイダンス [大学講義室] ※電気電子情報工学分野を除く	
4月6日(月)	10：30～11：30	分野別ガイダンス※電気電子情報工学分野のみ [大学講義室]	
	13：00～13：50	T A研修会 (F D) [講義棟]	
4月9日(木)		授業開始	

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者を育成するとともに、実践的な技術の開発に主眼を置いた研究を推進することを目的とする。

第2章 学部

第1節 修業年限等

（修業年限等）

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

2 第3学年に入学した者の在学すべき年数は、2年とする。

3 第80条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して2年を超えない期間を前2項の修業年限に通算することができる。ただし、第3学年の入学者にあっては、1年を超えないものとする。

（在学年限）

第15条 第1学年の入学者にあっては8年を、第3学年の入学者にあっては、4年を超えて在学することができない。

第2節 入学

（入学手続及び入学許可）

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予の申請を受理した者を含む。）に入学を許可する。

第3節 休学及び退学等

（休学）

第26条 疾病、ボランティア活動その他特別の理由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者には、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、ボランティア活動その他の別に定める理由により許可された場合はこの限りでない。

3 休学期間は、在学年限の期間には算入しない。

（復学）

第28条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第30条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第31条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 第15条に定める在学年限を超えた者
- 二 第27条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 長期にわたり行方不明の者

四 入学料の免除を申請した者のうち、免除が不許可となった者又は一部の額が免除許可になった者であって、所定の期日までに入学料を納付しない者

五 入学料の徴収猶予を申請した者であって、所定の期日までに入学料を納付しない者

六 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第3章 大学院

第1節 修業年限等

(標準修業年限)

第49条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第50条 5年一貫制博士課程は8年、修士課程は3年、博士後期課程は5年を超えて在学することができない。

(長期履修学生)

第50条の2 前2条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する学生の修業年限、在学年限等は別に定める。

第3節 休学及び退学等

(休学、復学及び退学の準用)

第58条 休学、復学及び退学にあっては、第26条、第28条及び第30条の規定を準用する。

(休学期間)

第59条 休学期間は、5年一貫制博士課程、修士課程、博士後期課程それぞれ1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、それぞれ1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、5年一貫制博士課程、修士課程、博士後期課程ごとに、それぞれ通算して2年を超えることができない。ただし、ボランティア活動その他の別に定める理由により許可された場合はこの限りでない。

3 休学期間は、在学年限の期間には算入しない。

(除籍)

第61条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 第50条又は第50条の2に定める在学年限を超えた者
- 二 第59条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 第31条第3号から第6号までのいずれかに該当する者

第4章 通則

第1節 賞罰

(表彰)

第72条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第73条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生の懲戒処分の手続に関し必要な事項は、別に定める。

X 国立大学法人長岡技術科学大学学生規則（抜粋）

（令和7年11月現在）

第1章 趣旨

（趣旨）

第1条 国立大学法人長岡技術科学大学学則（以下「学則」という。）の施行に関し、長岡技術科学大学学生（以下「学生」という。）の行為に関する準則及び学生の学内における団体、集会等については、この規則の定めるところによる。

第2章 誓約書、保証書等

（誓約書等の提出）

第2条 長岡技術科学大学（以下「本学」という。）に入学を許可された者は、指定した期日までに所定の様式により、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 保証書
- (3) 学生記録票
- (4) その他本学が指定したもの

2 外国人留学生にあっては、前項第2号に掲げる書類は、提出することを要しないものとする。

（保証人）

第3条 本学に入学を許可された者は、その者の学生としての行為及び授業料等の納付について全責任を負う保証人を定め、前条第1項第2号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、外国人留学生にあっては、保証人を定めることを要しないものとする。

2 保証人は、父母又はこれに準ずる者とする。

3 保証人を変更し、又は保証人の住所等に変更があったときは、速やかに保証人等変更届（別紙様式）を学長に提出しなければならない。

（学生記録票）

第4条 学生記録票の記載事項に変更があったときは、速やかに学生記録票変更届（別紙様式）を学長に提出しなければならない。

第3章 休学、退学等

（休学、退学等の手続）

第5条 学生が休学、退学、留学及び復学しようとするときは、それぞれ別紙様式第6から別紙様式第9までの書類により、保証人連署の上學長に願い出なければならない。ただし、休学、退学及び復学の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第4章 欠席届

（欠席届）

第7条 学生が疾病その他の事由により継続して2週間以上欠席しようとするときは、別に定める欠席届を学長に提出しなければならない。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 やむを得ない事由により事前に提出できなかったときは、その事由を付して、事後速やかに届け出なければならない。

第5章 学生証

（学生証の携帯）

第8条 学生は、本学が交付する学生証を常に携帯するとともに、本学関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生証を携帯しない者については、教室、研究室、図書館等本学施設の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

第9条 学生証を紛失したときは、速やかに別に定める学生証再交付願を学長に提出して再交付を受けなければならない。

2 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返還しなければならない。

第7章 学生の団体

(団体の設立)

第11条 学生が、学内において、団体を設立しようとするときは、別に定める学生団体設立許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の団体の設立に当たっては、本学の専任教員から指導と助言を受けるものとし、そのための顧問教員を定めなければならない。

第8章 集会等

(集会等開催の許可)

第19条 学生又は学生の団体が、学内において集会（集団示威行動を含む。以下同じ。）又は行事を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、別に定める集会願を開催日の3日前までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(集会の制限)

第20条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的とする集会を開催してはならない。

(遵守事項)

第21条 学生又は学生の団体が学内において集会を行おうとするときは、本学関係者の指示に従うとともに、本学の教育研究に支障を生じさせ、又は施設設備若しくは環境を損なうことのないようにしなければならない。

令和8年度 長岡技術科学大学 入学式について

下記のとおり挙行しますのでお知らせいたします。

記

1 日 時 令和8年4月5日（日）10時00分～10時30分

2 会 場 長岡市立劇場（新潟県長岡市幸町2-1-2）
当時は、9時30分までに上記劇場「大ホール」にお集まり願います。

3 交通手段について

- ① 自家用自動車での来場は「禁止」とします。
- ② 長岡技術科学大学事務局前から長岡市立劇場まで臨時バス（無料）を運行する予定です。ご家族のみなさまもご利用ください。（8時30分 運行開始～9時00分 最終（時間厳守））

*大学以外（長岡駅 等）から来場される場合は、各自のご負担で路線バスまたはタクシーをご利用願います。

路線バス JR長岡駅大手口10番線から「宮内本町線」乗車、「市立劇場前」バス停下車
タクシー JR長岡駅から約3km

- ③ 入学式終了後は、長岡技術科学大学（バス停留所）まで臨時バス（無料）を運行しますのでご利用ください。
ご家族のみなさまもご利用ください。

4 その他

- ・発熱がある場合や体調不良（風邪症状等）の場合は参加をご遠慮ください。

入学式に関する問合せ先

国立大学法人長岡技術科学大学 総務課総務係

TEL 0258-47-9203

FAX 0258-47-9000

e-mail so-soumu@jcom.nagaokaut.ac.jp

◇学費等の口座振替手続きのお願い◇

本学では学費等を納入いただく方法として、金融機関の指定口座からの口座振替による納入をお願いしております。つきましては、下記より口座の登録手続きをお願いいたします。

記

＜学費等口座振替制度の概要＞

1. 振替費目	授業料、寄宿料（学生宿舎、国際交流会館、国際学生宿舎、30周年記念学生宿舎）、宿舎の光熱水料及び共益費、長岡技術科学大学教育振興会助成金
2. 委託会社	みずほファクター株式会社 (委託会社には、業務に必要な個人情報を提供いたしますが、本口座振替に関する目的以外に一切使用することはございません。)
3. 振替方法	ご指定の金融機関の預金口座より自動引落しとなります。 口座振替手数料については、授業料の振替を行う6月及び11月は大学負担とし、その他の月の振替の際は学費等納入者の負担(110円)となります。 ※振替日の前営業日15時までにご入金くださるようお願いいたします。 ※振替手数料は消費税率の改定等により変更となる場合がございます。
4. 振替日	○授業料・・・毎年6月1日（前期分）、11月1日（後期分） ○寄宿料・・・当月分をその月の1日（ただし、4月分は5月分とまとめて5月に徴収します。） ○宿舎の光熱水料及び共益費・・・当月分を翌々月の1日 ○長岡技術科学大学教育振興会助成金・・・入学した年の6月1日 ※金融機関休業日の場合は、翌営業日に引落します。
5. 利用可能金融機関	全国の銀行、ゆうちょ銀行、地方銀行、信用金庫等の預貯金口座でご利用いただくことが可能です。但し一部取り扱いのない金融機関もありますので、以下のURLをご参照ください。 URL : https://www.mizuho-factor.co.jp/assets/pdf/dl/ec-service-01.pdf
6. 登録期間	・宿舎入居者→ <u>令和8年4月4日（土）～令和8年4月16日（木）</u> ・宿舎入居者以外→ <u>令和8年4月4日（土）～令和8年5月7日（木）</u> ※期間中に登録が完了できない場合は、口座振替開始月が遅れてしまうため、口座振替開始までの間、本学からお送りする「振込依頼書」による金融機関窓口でのお手続きとなり、振込手数料が発生いたします。
7. 登録方法	長岡技術科学大学のホームページの「入試・入学案内」⇒「入学料・授業料等」のページの「ネット口座振替受付サービス」のボタンを押し、登録期間中に手続きしてください。 ※以下「入学料・授業料等」ページのURL https://www.nagaokaut.ac.jp/admissions/tuition/index.html ※「入学料・授業料等」のページにある【学費等納付金振替口座登録ガイド】を参照しながら登録してください。
8. 本件に関する担当	〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町1603-1 国立大学法人長岡技術科学大学 財務課経理係 Tel0258-47-9215

各種問合せ先

事項	問合せ先
入学手続	学務課教務係 0258-47-9248、9246 (FAX 0258-47-9050)
入学校料・授業料	財務課経理係 0258-47-9215
入学校料・授業料免除及び徴収猶予等、奨学金	学生支援課奨学支援係 0258-47-9254
宿舎関係、学生教育研究災害傷害保険料・学生教育研究賠償責任保険料	学生支援課生活支援係 0258-47-9256、9922

入学手続書類提出先

〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町1603-1

長岡技術科学大学 学務課 教務係

(事務局2号棟1階学務課④番窓口)

E-mail: kyomu-kakari@jcom.nagaokaut.ac.jp